

労審発第 1332 号

令和 3 年 9 月 14 日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

労働政策審議会

会長 清家 篤



令和 3 年 9 月 14 日付け発職 0914 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問の
あった「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審
議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和3年9月14日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働政策審議会職業安定分科会

分科会長 山川 隆一

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和3年9月14日付け厚生労働省発職0914第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

- 1 厚生労働省は、今後の雇用保険制度の在り方の検討に当たり、以下の点を踏まえるべきである。
 - (1) 本年7月27日の答申にも記載されたとおり、雇用調整助成金の特例措置の取扱いについては、本来、収入確保策と同時に議論する必要がある、一般財源の投入強化をはじめ収入確保策の具体化に向け一層取り組むべきである。
 - (2) 加えて、新型コロナ対応が長期化する中で、
 - ・ 雇用保険制度の一環として実施している雇用調整助成金の特例措置や休業支援金等の在り方
 - ・ 今般の新型コロナ対応で雇用保険財政が急速に逼迫したことも教訓に、このような緊急事態が今後生ずることも念頭に置いた雇用保険財政の在り方について、当分科会においてしっかりと議論し、必要な法改正につなげていくべきである。
- 2 厚生労働省においてこうした意見をしっかりと踏まえることを前提として、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。